

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【規則】

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

税務課

【告示】

○ 令和四年度自衛官第八次募集(自衛官候補生)

危機管理課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

指導監査室

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 道路の供用開始

道路整備課

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分

住宅課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

目次

担当課(室)

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
及び土地改良事業施行認可申請の縦覧の取消し

耕地課

○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧

〃

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

〃

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 落札者等の決定

用度課

<p>目次</p>	<p>○ 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)</p> <p>【公安委員会】</p> <p>○ 土地収用の裁決手続の開始決定</p> <p>”</p> <p>○ 指定講習機関の指定の一部改正の正誤</p> <p>【正誤】</p>
<p>担当課(室)</p>	<p>情報管理課</p> <p>”</p> <p>収用委員会</p> <p>”</p> <p>運転免許課</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第五十四号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の四に次の一号を加える。

六 自動車税並びにその延滞金及び加算金

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十九条の三第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

◎岡山県告示第五百十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和四年十二月十九日から令和五年一月十三日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和五年一月十五日から同月十六日までの間で、志願者本人が希望する日時

- 2 口述試験及び身体検査

令和五年一月二十一日

七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

- 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

◎岡山県告示第五百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアサポートつむぎ

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二二五番地一 ミカサオーデイオ二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ヘルフェン岡山

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二六二番地七

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十二月九日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇五一〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

◎岡山県告示第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社ナカツカ寝装

2 所在地

岡山県笠岡市五番町五番地七八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ナカツカ寝装

2 所在地

岡山県笠岡市五番町五番地七八

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十二月九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇一〇四

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第五百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

訪問看護ステーションでいご倉敷

所在地

倉敷市連島町鶴新田二四七―九ロイヤルマンション

三一

指定年月日

令和四年十二月一日

◎岡山県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町坂本字大越山三〇一五、字越山三〇一六、字一本樫奥三〇二一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町蚊家字宇ツケ谷四六八六の一、四六八六の二、四六八六の五、四六八六の七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市法曾字砂ゴヨリ六三五、字唐林谷ランジ六四〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

◎岡山県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下原船穂線	倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一地从先から倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番九地先を経て倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地先まで	令和四年十二月十六日

◎岡山県告示第五百二十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
軽四輪自動車 ダイハツ	ワゴン 一台	岡山五八〇み・六三〇

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和四年十一月十一日

三 放置自動車が放置されている場所

赤磐市山陽六丁目（県営住宅山陽団地内）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県土木部都市局住宅課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七五三六

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六〇五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社クレイン

住所 東京都港区南青山五丁目六番二六号

代表者の氏名 代表取締役 新垣 純

（変更後）

名称 株式会社クレイン

住所 沖縄県中頭郡中城村字久場一九六三番地

代表者の氏名 代表取締役 新垣 純

4 変更年月日

令和四年三月一日

二 届出年月日

令和四年十二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一三番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社不二家神戸

住所 神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

イ 名称 有限会社フォトランドトクナガ

住所 広島県福山市松永四丁目一三番一三号

代表者の氏名 代表取締役 徳永 雅俊

ウ 名称 株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズ

住所 広島市中区鶴見町二番一九号

代表者の氏名 代表取締役 岡田 伸朗

（変更後）

ア 名称 株式会社不二家神戸

住所 神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 高田 裕幸

イ 名称 有限会社フォトランドトクナガ

住所 広島県福山市松永四丁目一三番一三号

代表者の氏名 代表取締役 徳永 雅俊

ウ 名称 株式会社タカキベーカーリー

住所 広島市中区鶴見町二番一九号

代表者の氏名 代表取締役 坂本 和久

4 変更年月日

令和四年四月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 退店

ア 名称 株式会社不二家

住所 東京都文京区大塚二丁目一五番一六号

代表者の氏名 代表取締役 山田 憲典

イ 名称 株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズ

住所 広島市中区鶴見町二番一九号

代表者の氏名 代表取締役 岡田 伸朗

(変更後) 入店

ア 名称 株式会社タカキベーカーリー

住所 広島市中区鶴見町二番一九号

代表者の氏名 代表取締役 坂本 和久

4 変更年月日

令和四年四月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一―一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社不二家神戸

住所 神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 富川 俊昭

イ 名称 株式会社ウイル

住所 広島県大竹市晴海一丁目六番一〇号

代表者の氏名 代表取締役 鳥田 克茂

（変更後）

ア 名称 株式会社不二家神戸

住所 神戸市西区高塚台五丁目四番地一

代表者の氏名 代表取締役 高田 裕幸

イ 名称 株式会社ウイル

住所 高梁市落合町阿部一七〇〇番地一

代表者の氏名 代表取締役 田中 俊夫

4 変更年月日

令和三年九月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六〇九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

なお、令和四年十二月二日付け公布岡山県公告（土地改良事業施行認可申請の縦覧）は、取り消す。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

宗津東町3番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和四年十二月十六日から令和五年一月十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名
矢掛地区 内田工区
- 二 縦覧に供する書類
換地計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年十二月十六日から令和五年一月十二日まで
- 四 縦覧の場所
矢掛町役場

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市東大戸地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月二十四日から令和五年三月二十四日まで	測量期間

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市斎富地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月一日から令和五年二月二十八日まで	測量期間

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 久米郡美咲町境地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和四年十一月二十八日	終 了 年 月 日

〔六一四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和四年十一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画区域区分についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更年月日

令和四年十一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画防火地域及び準防火地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の変更年月日

令和四年十一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔六一七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和四年十一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六一八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備中局 建第二〇三五号 令和四年十二月九 日	番 号	道 路 の 位 置 浅口郡里庄町大字新庄字大奈良五 七二一番八の一部、五七二一番一 二、五七二一番二七、五七二一番 二八、五七二三番三の一部、五七 二四番一〇の一部、五七二四番一 一	道路の幅員 (メートル) 四・〇四 四・二〇 五・二〇	道路の延長 (メートル) 一三三・二六 六七・三〇
---	-----	---	---	------------------------------------

〔六一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町深田字中須賀八九二―一四、八九二―一五、八九二―一六、八九二―一七、八九二―一八、八九二―一九、八九二―二〇、八九二―二一、八九二―二二、八九二―二三、八九二―二四、八九二―二五、八九二―二六、八九二―二七、八九二―二八、八九二―二九、九〇〇―二、九二四―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町深田九二四―一

株式会社かしはら不動産

代表取締役 柏原 淳

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四七号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字四百間七二一―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟四九四レガーロ二〇五

三宅 正道

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月三十日岡山県指令建指第二五六号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四三〇―六、四三〇―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目七―一〇五楠小路C一〇一

三村 達也

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月三日岡山県指令建指第一七六号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元二一九五―二八、二九五―三九、二九五―四〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島七七五―一ミキハウスⅢB二〇三

藤原 翔太

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月六日岡山県指令建指第二六四号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市成羽町下原一五六―一 P e t i t B a t e a u 一〇一

山本 祥之

山本 真紀

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十二日岡山県指令建指第二七五号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二〇一六、二一〇一―二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一―二四プリムローズ一〇三

荒田 隼輔

荒田 彩加

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十四日岡山県指令建指第二八〇号

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

〔六二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三八三―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市北畝七丁目六一ハッピーライフ北畝B棟二〇一

新中 優斗

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月八日岡山県指令建指第三〇四号

〔六二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

一期工区

久米郡美咲町書副字堀ノ久保一、二、字平田四一一、五一一、六一一、六一四、六一五、七一一、八一一、九、一〇一一、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一二一一、一四一一、字三反田一五一、一六、一七、三四一一、三四一二、三五一一、三五一二、字坊主谷一九、二二、二三、二四、二五一一、二七、二八、二九、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、字カヅラヤ二六、三一、三二、七二一一、七二一二、字蛇畝三三、四六、五〇、五一一一、五一一三、五一一四、五一一五、五四一一、七四、七五、七八一一、七九、八〇一一、八〇一二、字下長尾三六一、三六一二、三六一三、三七一一、三七一二、三七一四、三八一一、三八一四、三九一一、三九一四、三九一六、四二一一、四二一二、四二一五、四二一七、四二一八、四二一九、四三一一、四三一三、字屋敷四〇、四一、四一一、四一二、七八一一、七八一三、字長尾四四、五九一二、五九一三、字中長尾四七一一、四七一四、四八一一、四八一三、四九一一、四九一四、四九一五、字カツラヤ七三一一、七三一二、七六、八一一一、八一三、八二、八三一一、八三一二、八三一三、八三一四、八四、九二一一、九二一二、九三、九四、九五一一、九五一五、九六一一、九六一七、九八、字松川八五、八六一一、八六一二、八七一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

久米郡美咲町原田一七三五

美咲町

町長 青野 高陽

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月二日岡山県指令建指第二八二号

〔六二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町深田字中須賀八九二―一四、八九二―一五、八九二―一六、八九二―一七、八九二―一八、八九二―一九、八九二―二〇、八九二―二一、八九二―二二、八九二―二三、八九二―二四、八九二―二五、八九二―二六、八九二―二七、八九二―二八、八九二―二九、九〇〇―二、九二四―一

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町深田九二四―一

株式会社かしはら不動産

代表取締役 柏原 淳

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四七号

〔六二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

一期工区

久米郡美咲町書副字堀ノ久保一、二、字平田四一一、五一一、六一一、六一四、六一五、七一一、八一一、九、一〇一一、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一二一一、一四一一、字三反田一五一、一六、一七、三四一一、三四一二、三五一一、三五一二、字坊主谷一九、二二、二三、二四、二五一一、二七、二八、二九、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、字カヅラヤ二六、三一、三二、七二一一、七二一二、字蛇畝三三、四六、五〇、五一一一、五一一三、五一一四、五一一五、五四一一、七四、七五、七八一一、七九、八〇一一、八〇一二、字下長尾三六一、三六一二、三六一三、三七一、三七一四、三八一一、三八一四、三九一一、三九一四、三九一六、四二一一、四二一二、四二一五、四二一七、四二一八、四二一九、四三一一、四三一三、字屋敷四〇、四一、四一一、四一二、七八一一、七八一三、字長尾四四、五九一二、五九一三、字中長尾四七一一、四七一一四、四八一一、四八一三、四九一一、四九一四、四九一五、字カツラヤ七三一一、七三一二、七六、八一一一、八一一三、八二、八三一一、八三一二、八三一三、八三一四、八四、九二一一、九二一二、九三、九四、九五一一、九五一五、九六一、九六一七、九八、字松川八五、八六一、八六一二、八七一一

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

久米郡美咲町原田一七三五

美咲町

町長 青野 高陽

五 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月二日岡山県指令建指第二八二号

〔六二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局） 二百三十八式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和四年十一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
Gateシステムズ株式会社
岡山市北区下中野七〇八番地一〇七号
- 五 落札金額
三四、五三一、四二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、一三九、二二〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和四年十月十四日

◎岡山県公安委員会規則第十号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月十六日

岡山県公安委員会

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則
 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
 別表の二の項に次のように加える。

第八条の五第一項	制限外牽引の許可の申請
----------	-------------

別表の三の項中	第十条第一項	廃止の届出
---------	--------	-------

を

第九条	警備業務実施の届出（岡山県以外の都道府県に主たる営業所が所在する警備業者が、岡山県内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行うものに限る。）
第十条第一項	廃止の届出

に改め、同表の五の項を同

表の六の項とし、同表の四の項の次に次の一項を加える。

五 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第八条第一項	営業認定の申請書の記載事項に係る変更の届出
---------------------------------------	--------	-----------------------

附 則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
令和四年十二月十六日

岡山県収用委員会

- 一 起業者の名称
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県
- 二 事業の種類
右代表者 岡山県知事 伊原木 隆太
一級河川高梁川水系高梁川中流部改修工事（日羽地区・左岸・岡山県総社市日羽字明見地内から同市日羽字早苗田地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		公簿	実測	収用し、又は使用しよ うとする土 地の面積 (㎡)	摘要
		公簿	現況				
岡山県総社市日羽字明見	一八〇四番三	山林	山林	一九二二・八二	一九二二・八二	収用の部分一六五・二	収用し、又は使用しよ うとする土 地は別図の とおり（別 図は省略）
	一八〇四番四	山林	山林	四五	四五・七	収用の部分四三・六五	
	一八〇六番四	山林	山林	六五八	六五八・〇四	収用の部分二・〇九	
						収用の部分六三六・六	
						使用の部分二一・四三	

- 四 ※ 使用しようとする土地は、土地明渡の日から二十一箇月間、橋梁及び水路の工事に伴う掘削工事、迂回路並びに工事用道路のために一時的に使用
土地所有者の氏名及び住所
大阪重機株式会社
兵庫県尼崎市南城内八番地の二
- 五 ただし、登記記録上の住所は、兵庫県尼崎市築地南浜一丁目六番地
土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
株式会社みなと銀行	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目一番一号	根抵当権	取扱店 西宮支店

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和四年十二月八日

令和4年12月16日 岡山県公報 第12457号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和四年十二月十六日

岡山県収用委員会

- 一 起業者の名称
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県
- 二 事業の種類
右代表者 岡山県知事 伊原木 隆太
一級河川高梁川水系高梁川中流部改修工事（日羽地区・左岸・岡山県総社市日羽字明見地内から同市日羽字早苗田地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		公簿	実測	収用し、又は使用しようとする土地の面積（㎡）	摘要
		公簿	現況				
岡山県総社市日羽字浜	一七六〇番二	雑種地	雑種地	一七八一	一七八一・三六	収用の部分二六三・〇四	収用し、又は使用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）
岡山県総社市日羽字高田	一七九八番二	雑種地	雑種地	一〇三	一〇三・一二	収用の部分七・七五	収用し、又は使用しようとする土地は別図のとおり（別図は省略）

- 四 ※ 使用しようとする土地は、土地明渡の日から二十一箇月間、橋梁及び水路の工事に伴う掘削工事、迂回路並びに工事用道路のために一時的に使用
- 五 土地所有者の氏名及び住所
株式会社石部商店 岡山県総社市種井五九〇番地の一
土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和四年十二月八日

〔十二〕平成二十九年四月二十五日付け公布岡山県公安委員会告示第六十二号（指定講習機関の指定の一部改正）に誤りがあった。

四・六	頁・行
平成二年九月一日	誤
平成七年五月二十三日	正